

西条市農業委員会 令和4年度 第12回総会 議事録

1. 日 時 令和5年3月6日(月) 午後2時00分から午後3時2分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 19名 欠席者 5名 出席率 79.2%
推進委員 出席者 26名 欠席者 4名 出席率 86.7%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂				
委 員	1番	越智 一志				
	2番	明比 典正	11番	栗田 房信	19番	曾我 照一
	3番	徳増 靖記	13番	川上 義則	20番	越智 栄二
	4番	一色 達夫	14番	山田 好一	24番	高橋 忠親
	5番	高橋 豊重	15番	村上 繁敏		
	6番	西原 昇	16番	武田 喜義		
	7番	高木キクミ	17番	伊藤 健一		
	9番	井上 雅貴	18番	青野 武		

○欠席者氏名

10番	長谷川孝師	12番	渡邊 敏昭	21番	越智 信仁	22番	戸田 博明
23番	真鍋 美鈴						

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	12番	森田 忠成	24番	大西 宗次郎
	2番	一色 信之	13番	一色 和成	25番	佐々木 則幸
	3番	石川 孝幸	14番	武方 謙一	26番	越智 勝邦
	4番	加藤 武司	15番	武田 義臣	27番	玉井 隆志
	5番	伊藤 正夫	16番	鈴木 伸二	28番	桑原 俊樹
	6番	伊藤 龍二	17番	垂水 久明	29番	曾我 敏数
	7番	日野 哲也	18番	山内 強		
	9番	岡本 省三	19番	黒川 俊彰		
	10番	安藤 英利	22番	永井 和俊		
	11番	篠森 均	23番	山内 信政		

○欠席者氏名

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第5号 「西条地域の農業の振興に関する計画」の定期的な検証に対する意見の決定について

議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議案第7号 農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件(農地法第18条6項に係る通知等)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋修平 西部分室長 戸田 徹

事務局次長 田口剛洋

事務局主査 渡邊龍也 事務局主任 宇佐美紀興

7. 議事内容

事務局 | ただ今から、令和4年度 第12回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

それでは、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

【会長挨拶】

それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議長 | それでは、ただ今から、令和4年度 第12回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長 まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。
越智一志委員、明比典正委員の両委員にお願いいたします。
欠席届が農業委員の10番 長谷川孝師委員、12番 渡邊敏昭委員、21番 越智信仁委員、22番 戸田博明委員、23番 真鍋美鈴委員から出ております。
推進委員からは、8番 宮武恭宏委員、20番 高橋正委員、21番 高橋寿夫委員、30番 今井文雄委員から出ております。ただいまの出席農業委員数は、19名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。
書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。
議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の田口です。よろしくお願ひします。
4ページをお願いいたします。
126号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。
127号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。
128号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。
129号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。
130号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。
131号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受けようとする申請であります。
132号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。
133号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏から、所有者の移転を受けようとする申請であります。

以上8件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上8件であります、126号から順次ご意見を伺いたひと思ひますので、よろしくお願ひします。

地区委員 126号 問題ありません。
127号 問題ありません。
128号 問題ありません。
129号 問題ありません。
130号 問題ありません。
131号 問題ありません。
132号 問題ありません。
133号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということありますので、以上8件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

議 長 次に、6ページ、第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 7ページをお願いいたします。
32号は、〇〇の〇〇氏が、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
33号は、〇〇の〇〇氏が、農業用倉庫を建設しようとする申請でございます。
本件は、是正案件であり、申請人が、農業用倉庫を建築した際に倉庫の一部が申請地に建設されておりました。今回、申請地を長男が自己住宅に転用するため調査したところ、当該土地が違反転用で

あることが発覚しました。申請人からは、「次回からはこのようなことのないように、充分調査等を行ってから慎重にします」との始末書が提出されております。

以上2件、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 以上2件であります。32号よりご意見・ご異議等を伺いたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

地区委員 32号 問題ありません。
33号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上2件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、8ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 9ページをお願いいたします。
171号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、貸露天駐車場に転用しようとする申請でございます。
172号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。
173号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏外3名から所有権移転を受け、宅地分譲に転用しようとする申請でございます。
174号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。
175号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、貸露天駐車場に転用しようとする申請でございます。
本件は、許可前に土地の一部に砂利を入れ、農地の原形を変更しておりました。申請人からは、「このことは私の農地法に対する理解

が無かったのが原因です。今後は、このようなことが絶対無いようにいたします」との始末書が提出されております。

176号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。

前号同様に、始末書が添付されております。

177号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

178号は、〇〇の〇〇氏が、父親である〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅兼事務所、資材置場及び露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

180号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、保育園を建設しようとする申請でございます。

181号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、申請人が、申請地の一体利用地にあった祠や樹木を撤去するため、重機を使用した際に、申請地を造成しておりました。今回、申請地に賃貸共同住宅を建設するため調査したところ、当該土地が違反転用であることが発覚しました。申請人からは、「次回からはこのようなことのないように、充分調査等を行ってから慎重に行動します」との始末書が提出されております。

182号は、〇〇の〇〇氏外1名が、父親である〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人である〇〇氏が、令和4年に申請地に隣接する牛舎を取り壊し造成した際に、申請地も一体として造成しておりました。今回、申請地に長男の自己住宅を建設するため調査したところ、当該土地が違反転用であることが発覚しました。譲渡人からは、「次回からはこのようなことのないように、充分調査等を行ってから慎重に行動します」との始末書が提出されております。

183号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人である〇〇氏が、昭和51年に申請地に自己住宅を建設した際に、隣接する申請地も親族名義の農地であったため、農地法の許可なく転用しておりました。今回、申請地に長男の自己住宅を建設するため調査したところ、当該土地が違反転用であることが発覚しました。譲渡人からは、「二度とこのようなことのないようにいたします」との始末書が提出されております。

184号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、住宅の駐車スペースとして宅地拡張をしようとする申請ござ

います。

本件は、譲渡人である〇〇氏が、平成15年頃、譲受人である〇〇氏から申請地を駐車場として賃貸したいとの申し出があり、現在まで使用していました。今回、譲渡人との土地売却が決まり、調査したところ、違反転用であることが判明しました。

譲渡人からは、「農地法への理解及び注意が不足していたことが原因であり、以後、農地の管理に注意し、法令順守を心がけます」との始末書が提出されております。

185号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、農業用倉庫を建設しようとする申請でございます。

186号は、〇〇の〇〇氏が、母親である〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、農家住宅及び農業用施設を建設しようとする申請でございます。

187号は、〇〇の〇〇氏が、父親である〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。以上16件、ご審議よろしく申し上げます。

議長 以上、16件であります。171号から順次ご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

地区委員 171号 問題ありません。
172号 問題ありません。
173号、174号 問題ありません。
175号、176号 問題ありません。
177号 問題ありません。
178号 問題ありません。
180号、181号 問題ありません。
182号、183号 問題ありません。
184号、185号 問題ありません。
186号 問題ありません。
187号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上16件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

第5条転用事業計画変更関係

議 長 次に、12ページ、議案第4号、農地法第5条の規定にかかる転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 13ページをお願いいたします。
6号は、令和元年7月総会にてご審議いただき、進達・許可された案件であります。農地転用許可後、太陽光発電施設用地として利用するため事業を進めていたところ、元所有者の1名が、売却した農地の一部について、自己の事業の用に供する資材置場等として利用したいとの要望があり、申請地の一部を貸資材置場等に変更するため変更承認を受けようとするものでございます。
以上、1件ご審議よろしく申し上げます。

議 長 以上、1件であります。6号について地元委員さんのご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

地区委員 6号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

西条地域の農業の振興に関する計画関係

議 長 次に、15ページ、議案第5号、「西条地域の農業の振興に関する計画」の定期的な検証に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 説明は33ページの資料を使用して行わせていただきます。
地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（いわゆる27号計画）の検証についてと記載されているページです。
まず、27号計画について説明させていただきます。4月にも同様

の説明をさせて頂きましたが、一般的に農振農用地、いわゆる青地については、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、市が農業振興地域整備計画、いわゆる農振計画を定めておりますが、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）施行規則第4条の5第1項第27号に基づく計画、いわゆる27号計画は、市の農業振興策として農業振興地域整備計画を補完する計画でございます。

一般的に農振法では、青地に指定された農用地を農振除外する場合の要件として、代替地がないことなどの5つの要件がございます。その中の一つに「土地改良事業等完了後8年を経過している土地であること」との規定があり、基本的には除外が認められておりません。

しかしながら、「地域農業の振興の振興に資する施設」としてこの27号計画に位置付けられた施設に関しては、ほ場整備などの面的整備事業を除く土地改良事業について、例外的ではございますが8年未経過であっても除外が可能となるものでございます。

ページの右側に27号計画の概要がございます。計画の策定主体は市となっております、対象となる施設は農家住宅等の農業の振興を図る施設となっております。農家住宅の建設に関して平成30年12月及び令和3年12月に27号計画に位置付けられ、その後、農振除外、農地転用を経て現在農家住宅が建設されております。

次に、本件で審議いただく検証についてのご説明です。

建設された農家住宅に関しては、ページ右側下部にありますように、定期検証が必要となっております。検証に関しては、農用地以外の土地とされた翌年以降から5年を経過する日まで実施されることとなります。

当該土地に関しては、〇〇の土地は、平成31年2月に農振除外が行われていることから、今回の検証が3年目で、〇〇の土地は、令和4年3月に農振除外が行われていることから、今回の検証が1年目となっております。

検証内容といたしましては、27号計画に従って建設された農家住宅が当該地域の農業の振興の方針及び達成すべき目標に沿って効用を発揮しているかについてでございます。なお、〇〇の土地については、現在建築中の状況としての検証となります。

具体的には、申請者の親が周辺で農業を営んでおり、申請者は今後親の農業経営を継承し、地域農業の担い手として活躍することが期待できるかどうかについてでございます。

以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いします。地区委員さん、何かありましたら、お願いします。

地区委員

検証地1 問題ありません。

検証地2 1年目ではありますが、問題ありません。

議長

他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答します。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議長

次に、36ページ、議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

38ページをお願いいたします。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしております。その中で、50ページ、申請番号3752号の農地につきましては、成年後見人であります〇〇在住の〇〇司法書士から申請がありました。この申請に伴い、法定代理人であることを示す登記事項証明書の提出を求めておまして、同氏には、財産の管理をはじめ、生活そのものをサポートするための全ての法律行為の代理権が付与されておりますことから、今回の代理行為について何ら問題はないものと考えております。

詳細につきましては、議案書39ページから77ページとなっております。67ページから77ページは、農地中間管理機構に農地を貸す手続きの「農地利用集積計画」となっており、次の議案第7号とも関連しております。

一本松・新屋敷地区を実施地区とする約18haの受益面積で、県営事業である「農地中間管理機構関連農地整備事業」として、農地の集積・集約化につながる農地整備の事業となっております。事業要件としては、

- ① 事業対象農地の全てについて、事業計画の公告日から15年以上の農地中間管理権を設定すること。
- ② 対象農地を100%担い手に集積し、事業完了後5年以内に8割以上担い手に集団化すること。
- ③ 対象農地面積は10ha以上であること。

④ 事業完了後5年以内に収益性が20%以上向上すること。

の要件があり、事業要件を満たすための設定をするため、設定を行うものでございます。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、38ページに掲載してあるとおり、

251件、面積は、65万2,618.50㎡となっております。

そのうち、所有権移転は、5件、

面積は、2万723㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農地利用配分計画（案）に対する意見の決定

議長 次に、78ページ、議案第7号 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 80ページから89ページをお願いします。
本計画については、機構から担い手への貸付け手続きとなります。
なお、本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしておりますことを申し添えておきます。
以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

委員一同 異議なし。

議長 「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

相続税の納税猶予適格者証明願関係

議長 次に、追加資料98ページ、議案第8号、相続税の納税猶予に関

する適格者証明願の交付について、を議題といたします。
議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 追加資料で配布しております資料の99ページをお願いします。
議案書発送後に申請があったもので、相続税の申告期限は、相続発生後10か月以内となっているため、今月末がその期限となっております。相続税の納税猶予は、期限内申告に係る相続税額に限って適用され、期限後申告に係るものについては、適用を受けられないこととなっております。適格性を有する方であるかどうかの証明について、総会で審議する必要があるため、追加議案としてご審議していただくものでございます。

4号は、被相続人である〇〇氏の長女である〇〇の〇〇氏が、農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地2筆につきまして、利用権設定による貸し付け（いわゆる特定貸し付け）が行われた場合は、納税猶予の適用を受けることができることから、被相続人の行った特定貸し付けを継続したまま相続税の納税猶予の適用を受けるものでございます。

以上1件、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 以上1件であります。地区委員さんにご意見を伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

地区委員 4号 麦を作付けされており、問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございません。

委員一同 異議なし。

議 長 「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することといたします。

報告承認案件

議 長 次に、90ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 令和5年1月16日から、令和5年2月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を28件、農地バンクへの利

用登録を1件、受理いたしました。

以上、報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議 長

ご意見等ございませんでしょうか。

無いようですので、以上で報告承認案件を終了いたします。

その他何かご意見等ございませんでしょうか。

徳増委員

先月の2月28日の愛媛新聞に〇〇社の〇〇の記事が掲載されていた。農業委員会として、どういう責任があるのか。どういう経緯で記事となったのか。

事務局

概要の説明をさせていただきます。

平成30年に西条市において農業参入したいということで、利用権設定による申請がありました。その際に地区委員さん等を交えて新規就農の面接を行い、農地所有適格法人として適正であるという判断により利用権設定を行っております。

その後、利用権設定の貸借、3条許可、基盤法による取得によりキウイ園地の整備をしているところです。一部の政党が、農地の取得や農道の払下げが適正に行われていたのかどうかの問い合わせや情報公開請求等がされている状況です。農業委員会としては、農地所有適格法人として適正であるかどうかは、当初の段階で審議を行い、農地所有適格法人として適正であると判断を行っております。

農道の払下げについては、農道を使用している農家に説明した上で同意を得て、必要に応じて農道の付け替えを行った上で、払下げを行い、適正な処理が行われているところです。

農業参入の際の地域との調和要件の外、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件の4要件を満たす必要があり、「地域との調和要件」として、その地域で無農薬、減農薬栽培が行われている地域では好ましくないということがありますが、農業委員会としては、その地域が集落単位で無農薬等の栽培をされているかどうかについて判断しております。一部無農薬栽培の事例もありますが、その地域の調和を乱すような状況にはならないと判断しております。〇〇社は、現時点で耕作放棄地を解消し、園地を造成しております。この3月からは苗木も定植し、定植後は園地の見学会や情報公開も行っていくと聞いております。〇〇社からの情報公開が無い中、間違った情報が出回っているということで、市長が〇〇社側に正しい情報を公開するよう要望をし、2月28日に市長の要望を受け、マスコミ向けに要望に対する回答があったところです。〇〇社からは情報公開に努めるため、ホームページを作成し、園地の見学会を進

めていくとしています。〇〇社の農地取得については、農業委員会としては問題なしと判断しております。

議長 柿等の樹園地で耕作放棄地であった場所を〇〇に適しているということで、農業委員会の許可時には農地所有適格法人の審査をし、問題なしということで認めている。2月末まで〇〇社側からの説明が無かったということや、社長がコロナの影響もあって来日できていないため、来日した際には、会社として説明すると言っております。農業委員会としては、許可案件に対し、不当なことはなく、問題ないと確信しております。

知らないところから色々な情報が流れているが、〇〇党という政党から情報公開請求があり、事務局が情報公開開示の書類の作成をしているところです。

徳増委員 平成30年に農地所有適格法人として認め、農地を所有していることが再確認できました。

一色委員 地元の農業委員・農地利用最適化推進委員として何か意見はありますか。

永井委員 長野地区の推進委員です。

自宅の裏がキウイ園地になっている。〇〇社からは、当初150haの農地を整備したいという説明があった。150haがどのくらいの規模であるか検討が及ばなかった。長野の畑地がおよそ100haで、全部買収しても足りないことから、高松・石経・来見まで広がっていかないと150haにはならない。我々住民にどのような影響があるのか分からない。ネットが張り巡らされ、大字長野の集落にどのような影響があるのか危惧している。

地域の住民からは、広大な農地を誰が耕すのか。外国人が入ってきたら、どこに住むのか。文化や言葉も違う人にどのように対応したらいいのか。住み難くなった場合には住民自らが集落から出ていき、自分の代で終わる人はそれでいいのか。誰が集落に残るのかということをお話している人もいる。

耕作放棄地の解消が図られ、農業振興になったから農業委員会としては良かったということと、一方で、我々住民がそれで良かったのかということをお考えももらいたい。地域に住んでいる人が安寧な生活を送れるかどうかも含め、地域の振興だと思っている。私自身の家も息子が長野の家を継ぐかどうか分からないが、耕作放棄地がどんどん広がって、有害鳥獣の被害もあったが、現在解消されたこ

とは良いが、地域の人には心配している人もいることを知ってほしいし、そのことを農業委員会で許可する上で考慮してほしい。

越智一志委員 150ha という計画目標との発言がありましたが、現在の取得面積は。

事務局 利用権設定、3条取得等含め 〇ha となっております。

青野武委員 永井委員さんからも報告がありましたが、水の問題などあるため考慮しながら進めていく必要がある。

桑原俊樹委員 農業委員会は、書類が提出されたら審査ということで良いのか。集落全体を巻き込んでも150haまで農地が足りないとなると、〇〇の全体計画を含めると書類を審査するという進め方ではなく、通常の申請に紛れて入ってきて、そのまま許可することになってしまう。地域は違うが、南側の小松町安井からも園地の形状が見えるが、150haとなると一般的な圃場整備の3～4倍の面積となる。その調整等はどこが行うのか。

議長 行政的な視点は市長部局であり、農地については農業委員会となる。

事務局 許可については、申請が適正であるかどうか審議した上で許可を行うことは農業委員会の役目となります。〇〇の振興策等の全体策を考えていくのは、市長部局の農政サイドとなります。

越智一志委員 中四国農政局の許可要件は4ha以上であるのか。

事務局 それは農地転用の要件です。

越智一志委員 〇〇社が農業委員会に対して、事業計画等について説明するべきではないか。

議長 幹事会で〇〇社の〇〇氏の話しを聞いたことはあるが、実際、社長と話したことがない。今後は〇〇社側の意向も確認したいと思う。様子を見ながら総会内で協議しなければならないことは協議したいと思います。

色々なところから色々な問題を聞いてくると思いますが、農業委員会としては許可相当の範囲内で許可しております。

議 長

他に、ご意見等ございませんか。

無いようですので、以上で報告承認案件を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。この際に、他に何かございませんか。

無いようですので、以上で総会を閉じます。

慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	「西条地域の農業の振興に関する計画」の定期的な検証に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第7号	農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について	原案承認
議案第8号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和5年3月6日 午後3時2分